

◆◆◆平成 28 年度情報公開・個人情報保護制度運用状況◆◆◆

I 情報公開制度の運用状況

1 実施機関別の請求件数および開示決定などの件数

実施機関	請求件数	決 定 区 分				不服申立て
		全部開示	部分開示	非開示	不存在等	
町 長	2	2	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0

2 開示請求の内容および処理状況

請求（申出）年月日	決定年月日	対象公文書の件名	決定区分	非開示事由	所管課
H28.8.24	H28.9.2	町長を契約者とする平成 28 年度損害保険証券の写し（年間保険料 10 万円以上）	全 部		総 務 課
H28.12.21	H29.1.5	平成 28 年度心臓健診結果集計表（小学校） 平成 28 年度心臓健診結果集計表（中学校） 平成 28 年度心臓病所見者一覧（小学校） 平成 28 年度心臓病所見者一覧（中学校）	全 部		学校教育課
H29.1.26	H29.2.3	利根町特別職報酬等審議会の会議録および関係文書	全 部		総 務 課

* 非開示情報の説明
非開示情報は、情報公開条例第 7 条の各号で規定されています。非開示事由は、次のとおりです。
【第 1 号】 法令、条例などにより非開示とされている情報
【第 2 号】 特定の個人を識別できる情報または個人を識別できないが開示することにより、個人の利益を害するおそれがある情報
【第 3 号】 法人や事業を営む個人の事業に関する情報で開示することにより権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある情報
【第 4 号】 開示しない条件で任意に提供した情報であって、公にしないこととされている情報
【第 5 号】 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
【第 6 号】 町の事務事業の審議、検討または協議などに支障を及ぼすおそれがある情報
【第 7 号】 町が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
【第 8 号】 国などとの協力関係または信頼関係に支障を及ぼすおそれがある情報

II 個人情報保護制度の運用状況

1 実施機関別の請求件数および開示決定などの件数

実施機関	請求件数	決 定 区 分				是正の申出
		全部開示	部分開示	非開示	不存在等	
町 長	13	11	2	0	0	0

2 開示請求の内容および処理状況

請求（申出）年月日	決定年月日	対象公文書の件名	決定区分	非開示事由	所管課
H28.5.6	H28.5.10	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.7.1	H28.7.6	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.7.12	H28.7.14	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.9.8	H28.9.12	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.9.20	H28.9.26	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.9.28	H28.10.4	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.10.26	H28.10.27	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.10.26	H28.10.27	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.10.27	H28.10.27	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.11.21	H28.11.25	発達検査報告書	一 部	第 2 号	指 導 室
H28.12.1	H28.12.2	発達検査報告書	全 部		保健福祉センター
H28.12.6	H28.12.13	発達検査報告書	全 部		指 導 室
H29.1.13	H29.1.18	建物等被災状況調査一覧表 調査個表	一 部	第 3 号	総 務 課

* 非開示情報の説明
非開示情報は、個人情報保護条例第 14 条の各号で規定されています。非開示事由は、次のとおりです。
【第 1 号】 法令、条例などにより非開示とされている情報
【第 2 号】 指導、診断、判定、評価などの事務に関する個人情報を開示することにより、当該事務の目的が達成できなくなるおそれがある情報
【第 3 号】 開示請求の対象となった個人情報に第三者に関する情報があり、開示により第三者の正当な権利利益を害するおそれがある情報
【第 4 号】 開示しない条件で任意に提供した情報であって、公にしないこととされている情報
【第 5 号】 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
【第 6 号】 町の事務事業の審議、検討または協議などに支障を及ぼすおそれがある情報
【第 7 号】 町が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
【第 8 号】 国などとの協力関係または信頼関係に支障を及ぼすおそれがある情報
【第 9 号】 未成年者の法定代理人または障がい者の保護者による開示請求がされた場合で、開示することが当該未成年者または障がい者の利益に反すると認められる情報

茨城県南水道企業団の情報公開制度の運用状況

茨城県南水道企業団では、住民参加による開かれた企業運営を図るため、情報公開条例を制定しております。

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの運用状況をお知らせします。

1. 情報公開請求の件数 0 件

2. 個人情報の開示、訂正、削除および目的外利用などの中止の請求の件数 0 件

◎問い合わせ先 茨城県南水道企業団 総務課 庶務係 ☎ 0 2 9 7－6 6－5 1 3 1

龍ヶ崎地方衛生組合情報公開制度の運用状況

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の運用状況は次のとおりです。

1. 公開請求の件数 0 件

2. 公開決定の件数 0 件

3. 不服申し立ての件数 0 件

本制度の積極的なご利用と組合運営に対するご理解とご支援をいただきますようお願いいたします。

◎問い合わせ先 龍ヶ崎市板橋町字安台 542 番地 1
龍ヶ崎地方衛生組合 総務課 ☎ 0 2 9 7－6 4－1 1 4 4

注意！あなたの土地が狙われている！
～6月は不法投棄防止強調月間～

自分の土地にごみを捨てられてしまったら…。
誰が捨てたか分からなければ土地の所有者がごみを処分しなければなりません。
悪質な業者は、人目につきにくい土地や手入れが行き届いていない土地を狙ってごみを投棄したり、質の良くない残土を運び込んだりします。
これを機に不法投棄防止対策を立てましょう。

○不法投棄防止のポイント

- ① こまめに草を刈るなど見通しがきくようにする。

② 柵を設置するなどして、入りづらくする。

③ 定期的に見回るなど常に状況を把握する。

④ 「不法投棄禁止」などの看板を設置する。



※不法投棄は犯罪です。不法投棄を見つけたら、最寄りの警察署か不法投棄 1 1 0 番 0 1 2 0－5 3 6－3 8 0 までご連絡ください。



○問い合わせ先

役 場 環境対策課
☎ 6 8－2 2 1 1（内線 2 5 2）
茨 城 県 廃棄物対策課
☎ 0 2 9－3 0 1－3 0 3 3